

平安時代の検交替使と朝使

Kenkōtōshi (Envoys Sent as Interim Proxies for Governors in the Provinces) and Court Envoys in the Heian Period
KANBE Kosuke

神戸航介

序

古代国家は地方行政の監察を目的として、さまざまな使者を諸国に派遣することがあった。これらの使者については、主として個別の使者の性格や国司監察制度を巡って研究が蓄積されてきた。⁽¹⁾ その一方で、八世紀に地方において直接百姓撫育を実施する主体としての朝使を論じた有富純也氏や、八〜十世紀までの朝使派遣制度全体の構造を総合的に論じた市大樹氏の研究は特筆される。⁽²⁾ 両氏によれば、天長年間に「良吏」に地方支配を委任する政策に転換したことを受けて全国一斉の遣使は縮小の方向に向かい、受領監察のための個別の遣使も十世紀半ばまでに消滅するという。朝使派遣制度の大まかな沿革は両氏の論じるところであり、⁽³⁾ と考えるが、十世紀後半以降も実際に派遣された使者として、検交替使の存在はもつと注目されてよい。

筆者は最近、市氏の著書の書評を呈する機会を得たが、⁽⁴⁾ その際に検交替使の任命・発遣・帰還報告についての『西宮記』などの記述が、朝使

やその権威を保証する任符の理解に資する情報を多く有していることを指摘しておいた。検交替使とは、受領の交替の際に前司が卒去している場合に中央から派遣され、後司への引き継ぎを監督する使者である。検交替使については、従来国司交替制度をめぐる議論の中でとりあげられることはあったが、⁽⁵⁾ その派遣に伴う諸政務を扱った研究は存在しない。しかし、検交替使の選定・出立・帰還等のあり方は、八・九世紀の朝使一般の性格と認められる要素がかなりあると思われるのである。そこで本稿では、平安時代の検交替使の派遣政務の具体像を復原する作業を行ない、その上で八・九世紀の朝使に遡り得る要素を明らかにすることとしたい。

一 西宮記からみた検交替使の選定

まず検交替使の選定手続き（「検交替使選定儀」と称す）について、最も詳細な記事を有する壬生本『西宮記』第十二軸臨時一（甲）・定交替使事、同・定遣検交替使事をあげておく。

一、定_二交替使_一事

一大臣奏聞、_レ有_二申文_一。仰_二大弁_一。々々書_二一人_一、於_二陣座_一覽_二大臣_一。々々定_二ム人_一。大弁出_二陣座_一書_二一人_一又覽。下給時毎度結申。非參議大弁於_二突膝_一可_レ申。大弁下_レ史。主典大弁定下。後申_二大臣_一。近代以_二宣旨_一下_二式部_一。使_・主典各一枚。上_二召名_一之時、載_二一紙_一。次給_二内印官符主典_一。(中略)使就_二外記_一受_二馱鈴_一。定_二遣檢交替使_一事(損田使亦同)。

大弁取_下書_二出交替使_一之文、(預仰_レ史所_レ令_レ書)着_二陣座_一奉_二大臣_一。返給結申(申_二ヶ国_一已上使_一者、檢_二国々交替_一使_二人_一官_二名_一姓_二ム丸_一。皆唱、随_レ宣付_二爪注_一。不_二称唯_一。但若_一国者、只結_二ム国_一)了起座、着_二陣座_一令_二清書_一。還着_二陣座_一、又奉_レ之。返給結申如_レ前。(此度随_レ宣_二毎度称唯_一)

このほか、壬生本『西宮記』第十軸臨時二・宣旨事や『北山抄』巻六・下宣旨事などによって補いつつ、次第を復原すると次のようになる。

- ① 大臣が奏聞の後、大弁に命じて史に候補者を書き出させる。
- ② 大弁は陣座で大臣に候補者名簿を見せる。大臣が返給した後、大弁が結ね申す。結詞は「検国々交替之使、某国某丸官姓名」(一国のみ選定する場合は「国々」が「国」になる)。
- ③ 大臣が口頭で一人を決定する。このとき大弁は称唯せず、爪注を付す。
- ④ 大弁は陣座で清書し、再度大臣に見せる。返給されたら最初と同じように結ね申す。このときは口頭による裁許のたびに称唯する。
- ⑤ 主典は後日大弁が選定し、大臣に報告する。
- ⑥ 確定した使・主典について、それぞれ宣旨一枚を式部省に下す。

- ⑦ 式部省は使・主典を一枚にまとめた召名を作成し弁官に提出する。
- ⑧ 弁官は内印官符を作成し主典に下す。

以上が検交替使選定儀の概要である。それぞれの手続きを詳細に見ていきたい。まず①について。前掲『西宮記』定交替使事には「大臣奏聞(有_二申文_一)とあるが、この「申文」は新任受領による検交替使の派遣申請である。検交替使は後司の申請にもとづいて派遣されるが、天曆七年(九五三)六月十三日宣旨でその申請方法が整備され、新任受領の任官後出立前に派遣申請を行なうこととされた⁶⁾。この検交替使の派遣を後司が申請する文書のひな型が『朝野群載』巻二十六・諸国公文中に載せられている。『九条年中行事』申一上事に「申_二請交替使_一事(外国)：以上奏」とあることから、検交替使申請解文は申文の形式で一上に報告され、上奏されたことがわかる⁷⁾。なお、申請を許可する場合の天皇の奏報は「可_レ定_二遣之_一」である⁸⁾。

上奏を経て天皇の裁許を得た申請解文は、上卿に下給された後上卿から大弁に下され、検交替使の選定がはじまる¹⁰⁾。人選はまず大弁が史に命じて候補者を書き出させる。この段階の候補者名簿を「擬使文」と呼んでおきたい¹¹⁾。この擬使文作成の時点で既に一、二人に絞られていたようである¹²⁾。ここでの候補者選定について補足すると、『小右記』長元二年(一〇二九)八月二日条では、頭弁が伊予国検交替使の選定にあたり、諸司官人を歴問し、また「補任帳」(全任官者のリスト、後述)を引見して探している。これを見るに必ずしも立候補ではなく、弁官が諸司官人の中から適切な者を選びだすものと考えられる。

このようにして弁官が作成した擬使文を②で大臣が覧じ、③で口頭で一人を決定する。さらに④で清書が作成され、大臣が覧じて確定するのであるから、検交替使選定の最終決定権は大臣にあり、人選に天皇は関与しない点に注意しておきたい。

次に⑤について。検交替使は使と主典各一人で構成される。使と主典は選定方法が異なり、使は大臣が定めるのに対し、主典は大弁が選定（壬生本『西宮記』第十二軸臨時一（甲）・定交替使事によれば「諸司判官以上并散位文章生等堪」事者）から選ぶ）し後日大臣に報告する。検交替使の人員構成の実例は佐々木惠介氏の整理を参照されたいが、使・主典という構成の初見は吉岡眞之氏が指摘したように、越中国官倉納穀交替帳に「大同二年九月十四日（主典蔭孫大初位下阿保朝臣氏丸）使采女佐正八位多治比真人貞成」とあるのをそれと認定してよからう。さらに『令集解』公式令49「使在路条穴記が使・主典の構成を例にあげており、喪葬令7「官人從征条朱説でも「有使主典使者」と「无主典使者」が対比されていることから、こうした人員構成は八・九世紀に遡る朝使一般の特徴と考えてよいのではなからうか。

次に⑥・⑦について。使・主典は太政官組織で選定し、宣旨によって式部省に到達するのだが、このときの宣旨の実例が『類聚符宣抄』第八・詔使所収康保元年（九六四）十月十四日宣旨であろう。これは文書様式としては弁官を通して式部省に到達した下弁官宣旨である。この宣旨を受けて式部省が召名を作成して弁官に提出する。召名および⑧の官符作成過程については後に詳しく検討することとし、ここでは検交替使選定儀における式部省の役割は召名の作成に限られる（あるいは、形式上とはいえ式部省による召名作成が必須だった）という点に注意を喚起しておきたい。

以上が検交替使選定儀の手続きであるが、さらに選定儀の実例等により二点補足しておきたい。一点目は人選における恣意の介入についてである。『小右記』治安二年五月三日条の検交替使定では、大弁が提出した擬使文に載せられた佐渡・長門・伊予それぞれ三人（伊予は不明）の候補者の中から選定することになったが、上卿実資が誰にすべきか出席した公卿（中納言道方・参議朝経・同資平）に問うたところ、彼らは発

言しなかった。重ねて諮問したところ、大弁藤原朝経は、

近代只我良等從者相稱爲交替使、作失官物謀上事爲流例。不_レ然忽改者。

と答えたという。この発言の意図は不明な点もあるが、この時代の前司卒去国の受領が自分の郎等從者を交替使にし官物を失する謀を企てるのが流例となつているとの認識がうかがえる。これは『北山抄』卷十・吏途指南（前司卒去国申停交替使事）に「而近年爲_レ失官物申請、隨_二国司申、定_二得_レ意者」と、検交替使の人選は国司の申請のままに意を得た者を任命するといった状況になっており、令任用分付方式の方がかえって公益があるのでないかと指摘しているのと一致する。『西宮記』からうかがえる手続きでは人選に後任国司の恣意が入る余地はないように見えるが、実態としては後司に都合のよい者を任命することが可能だった点には留意すべきである。

二点目は彈正台官人を検交替使として選定する場合の特殊な手続きについてである。壬生本『西宮記』第十軸臨時二・宣旨事（諸国詔使事）には、

但至_三于差_二定彈正官人、奏聞勅許之後、上召_二仰疏。台官者不_レ奉_二宣・内侍宣等_一也。

とあり、彈正台官人を詔使に選定する場合の手続きがある。これによると、派遣の旨を奏聞し勅許を得た後、上卿が疏を召し、左衛門陣で仰せ下す。壬生本『西宮記』第十二軸臨時一（甲）・定交替使事に「遣_二彈正官人_一者、上卿着_二左衛門陣_一仰」、「北山抄」卷六・備忘略記（下宣旨事）にも「有_二彈正官人_一者、先令_レ奏_二事由_一、召_二疏於左衛門陣_一仰_レ之」な

どとあるのも同様の手続きをしており、実例として『本朝世紀』天慶二年（九三九）六月四日条で、上卿が左衛門陣に彈正疏惟方を召し、口頭で少忠藤原定遠を檢交替使とする旨を伝えていたのも、儀式書が記す手続きと一致している。通常の選定儀では任官者が選ばれた後に上奏されることはなかったのだが、彈正台官人を使者とする場合には上奏し天皇の許可を得る必要があったのである。

さらに右に掲げた『西宮記』によれば、彈正台官人は「宣」を受けないとされている。これは壬生本『西宮記』第九軸臨時一（乙）・諸宣旨に「下彈正宣旨（不_レ奉_二弁史宣、依_二官符_一所_レ行也）」、同第十軸臨時二・宣旨事に「但彼台申云、不_レ奉_二弁史伝宣等_一云々。但依_二官符宣旨_一所_レ行也」などがあるように、彈正台へは弁・史を経て伝達される下弁官宣旨が下されることはなく、太政官符か、彈正台へ直接上宣が下されることを意味している。⁽¹⁹⁾そのため上卿が左衛門陣に彈正疏を召して直接仰せる伝達方式がとられたのだろう。⁽²⁰⁾

彈正台官人が特に檢交替使に選ばれることについては、長元二年（一〇二九）八月の実例では、伊勢檢交替使に官史を任命することの是非が問題となった。史を詔使とすることについて前例を調べさせたところ、檢交替使は嚴重であるから史を派遣することに問題はない、まして先例の多い二省丞や彈正忠ならなおさらである、と述べられている。⁽²¹⁾また万寿元年十一月二日の交替使定では、駿河・但馬・因幡の檢交替使を選定したが、駿河交替使に任じられた彈正忠橋行俊について問題となった。彼の任命については奏聞を経て天皇の認可を既に得ていたが、実資は行俊の能力に疑問をもっていたのである。実資は、「かつては合議で使者を決定していたが、最近はそうではない。公事に不熟の者であつても、彈正台の官人という理由だけで選ばれ奏上されるのはおかしい」と日記に記している。⁽²²⁾こうした例からは、彈正台が官人の非違を檢察するという職掌のゆえに、地方官の監察を任務とする朝使に任命されること

が一般化していたことがわかる。延喜彈正式17遣五畿内条には犯罪の摘発のために台官人を畿内に派遣する規定があるが、佐藤全敏氏によれば、彈正台は大宝令・養老令の法意としては京内のみを管轄範囲とし、畿内への遣使が一般化するのは九世紀以降であるという。⁽²³⁾檢交替使の彈正台官人任命はこうした流れに由来し、法に明るく糾察能力のある彈正台が派遣されるのが例となっていたのだろう。

二 延喜式からみた朝使選定儀

前章で十世紀における檢交替使選定儀の具体像が明らかになったが、そこで見た特徴は朝使全般のものと見られる部分がかなりあるように思われる。朝使派遣制度を整備した『類聚三代格』諸使并公文事所取天長二年（八二五）五月十日太政官符には、

太政官符

定_二詔使_一・官使_一事

右頃年之間、為_レ推_二民訴_一遣_二使四方、或国司等对_二捍使者_一不_レ承_二勘問、捍侮之辞触_レ類多端。遂乃使旨不_レ展、徒然引帰。冤屈之民累_レ年懷_レ愁、路次之駅空疲_二迎送。稍尋_二其由、縁_レ無_二使威。詔使臨_レ界、豈如_レ此乎。左大臣宣。奉_レ勅、度_レ時立_レ制、古今攸_レ貴。宣_下定_二使色_一以_レ肅_中将来_上。其巡察・覆囚・檢稅・交替・畿内校班田・問民苦并訴等使、並准_二詔使之例。賑給・檢損田・池溝・疫死等使、猶為_二官使。但遣使之旨出_二於_三勅語、即是等所謂詔使而已。不_レ可_三更限_二事之輕重_一。（下略）

とあり、朝使を詔使と官使に分類することで使者の権威を高めることを目的とするとされている。詔使は律令に規定された用語であり、「受詔出使」（職制律29受制出使不返条）、「奉勅差使」（儀制令6文武官条）な

ごとあるように、天皇の命を受けて派遣される使者の意である。⁽²⁴⁾「天皇が選定する」という意味ではない点に注意したい。これらの区分は詔使への対捍を律により罰することを目指したのであろう。

さて、右の官符では検交替使以外にも六種類の朝使が詔使に分類されているが、撰関期になると、単に「詔使」といえば検交替使を指すのが一般的になる。「序」で示したようにこの時期には朝使の派遣は縮小され、検交替使を除けばほとんど見られなくなることによるのだろう。とすれば、検交替使選定儀に八・九世紀に遡る要素があるならば、それは詔使全体の特徴である可能性が⁽²⁵⁾ある。そこで前章で見た特徴をほかの朝使全般に一般化するため、延喜式における朝使選定規定と比較したい。まずとりあげるのは、朝使の選定全体を規定した延喜太政官式45差使条である。

凡^三応^三差^レ使^三遣^三諸^三国^一者、太政官先^レ以^レ状^レ奏^レ聞。大事臨時奉^レ勅^レ定^レ名、中事大臣簡奏、少事令^下弁官仰^二式部^一簡^レ点、省即録^レ名直申^二大臣^一。訖即其文入^二太政官^一、更写^二一通^一入^二弁官^一發遣。其使廻日^レ申^二務太政官^一者、先^レ以^レ状^レ申^二弁官^一。即弁[・]史等率引就^レ座。先申^二使政^一訖即退出、然後弁[・]史申^レ政如^レ常。

内容を整理すると、以下のとおりである。

① 太政官が「状」をもって上奏する。選定の方法は案件の重要度に応じて三つに分けられる。

大事…天皇の指示により定める。

中事…大臣が選り選定する。

少事…弁官が式部に仰せて選定させる。

② 式部省はその名を録し直接大臣に申す。擬文は太政官（外記）

に入れ、一通を写し弁官に入れる。

③ 弁官局で官符を作成し發遣する。

④ 使者は帰還後に太政官に「状」を作成して弁官に報告する。弁・史は朝使を引率して公卿聴政の座に就かせ、一般政務に先だつて朝使の帰朝報告を行なう。

③官符作成と④帰還報告については後述することとして、ここでは選定手続きである①②に関して検討を加えておきたい。まず確認しておきたいのは、①と②相互の関係である。通説的には②の規定は①の少事にのみ関わるものと読まれているようである。⁽²⁶⁾しかしその場合大事・中事における朝使の選定手続きが不明確になってしまい疑問がある。大事・中事・少事が具体的にどのような区分なのかは不明だが、検交替使選定儀も参考にすれば、②は式部省による召名作成のことであり、式部選定の少事はもちろん、天皇・大臣による選定の場合でも、召名を式部が作成したと考えられる。つまり②は大事・中事・少事すべてにかかるとみてよい。同様の手続きを特定の使者について規定した延喜太政官式49賑給使使条には、⁽²⁷⁾

凡^三遣^二賑給使^一、奏^二国解^一訖即仰^二式部^一。二日之内進^二擬^レ使文^一、同日弁官修^レ符請印。訖五日以内使者發去。若致^二闕怠^一者、尋^レ情勘当。臨時縁急之使亦同。

とあり、「擬使文」を式部省が太政官に進上するが、この「擬使文」はやはり召名のことであろう（前章で触れた弁官作成の「擬使文」とは異なる）。朝使の任命は通常の任官儀と異なる特殊な手続きを経て、式部省の強い関与のもとに行なわれたのである。⁽²⁸⁾なお、賑給使派遣申請の国解を上奏することも、検交替使の派遣申請と同様である。また、「擬使

文」Ⅱ召名の作成と弁官への送付については延喜式部式上82擬使条に、

凡擬^レ使者、丞申^二大臣^一之後、其名簿令^三録進^二太政官、史生進^二弁官^一。

とあり、式部丞が大臣に召名を申し、その後録が召名を太政官（外記）に提出し、写し一部を史生が弁官に提出するという流れであったらしい。これは先に見た使・主典という人員構成のうち、使の選定について述べた規定と考えられるが、主典の人事については延喜式部式上84主典算師条に、

凡諸使所^レ請主典・算師者、使人簡^二諸司主典已下^レ應^レ堪^レ事者、録^レ名申^レ省、省申^二太政官^一。

とあり、「主典・算師」は使者となった者が諸司主典以上の事に堪え得る者を選び、名を録して任命を式部省に請求し、式部省が太政官に報告し式部省で任命するものとされていた。算師は延喜主税式上79校班田使食条（弘仁主税式も同様）に畿内校班田使の一員として食法が規定されており、地方監察に必要な計算・測量業務を行なうために選定される場合があったのだろう。⁽²⁹⁾

それでは、以上のような延喜式における朝使の選定方法と、前章で見た十世紀以降における検交替使選定儀とはいかなる関係にあるのだろうか。両者を比較すると、選定儀全体の流れはかなり一致しているように見え、継承関係を認めてよいと思われるが、大きく異なるのは式部省の役割である。延喜式では少事の朝使は式部省が任命することが可能であり、大臣が選定する中事以上の場合も式部省が召名を作成し最終的な確定文書の作成を行なった。それに対し検交替使選定儀では、擬使文の作成や主典の選定を弁官が行なっており、式部省は人選に関与する余地が

ない。この変化は式部省の職務の後退に対応したものと考えるが、次章以下で別の論点も踏まえて述べたいと思う。

最後に、②における式部省の上申について、延喜太政官式2庶務申官条で考選目録や六位以下位記請印、式部判補などと同じく弁官を介さず直接上卿に申政する三省申政（直申型）の形態をとると規定されている点を指摘しておきたい。三省申政（直申型）は官人の考選・叙位に関する重要な案件の上申に用いられ、吉川真司氏によれば、三省申政は天皇との君臣関係を基本とする官人秩序を維持するための政務で用いられた手続きであるとされている。⁽³⁰⁾とすれば、朝使選定も天皇との関係において意味がある特別な政務であったと言いうことができるだろう。

三 朝使選定と式部省・任符

第一章で見た『西宮記』における検交替使選定儀の検討に戻り、⑦において確定した使・主典の名を式部省が清書した文書が「召名」とされている点に注目したい。

平安時代における勅任官・奏任官の任官銓擬の場である除目では、⁽³¹⁾ 官名を列記した大間に任官候補者名を記入し、上奏を経て正式な任官者リストが清書される。この清書された文書が召名である。召名本来の意義は、任官儀において読み上げて当該官人に任官の事実を口頭で告知するものであり、召名儀が形骸化した十世紀以降においては召名の作成と奏覧をもって任官が確定するという意味を持った。⁽³²⁾とすれば、朝使の選定において式部省が召名を作成することは、朝使選定が式部省の職務として行なわれていた八・九世紀の遺制と考えられるのではないか。

この点をもう少し掘り下げるため、やや本筋から外れることにはなるが、式部省が任命主体となる式部判補の手續を検討したい。朝使の選定は式部省の強い関与という点で式部判補と手續きを同じくする面があると思われるためである。

八・九世紀の式部判補の実態の分析は史的制約により困難であるが、十世紀以降については、この時期の判任以下のポストを任命する政務である一分召の様子を前田家卷子本『西宮記』卷三・二月（一分召）や、大永本『西宮記』第九冊・一分召時宣旨事から知ることができる。一分召については既に田原光泰氏による詳細な研究があるが、ここでは田原氏の論によりつつ本稿の関心に沿って改めて整理したい。まず『西宮記』による一分召の次第は以下の通りである。

①準備

式部卿が殿上の丞を通じて一分召を行なう旨を奏上する。蔵人頭が勅を奉り、諸司所々に命じて申文（諸司所々奏・公卿請文）を提出させ、（蔵人頭が？）選定し奏聞させる。内給案文は内給所に下す。

②当日

上卿を召し、宣旨を給う。上卿は「一分之闕国補任帳」と「年々宣旨抄」を参照しつつ申文を選定し、返奏する。勅許を得た後、上卿は式部輔を陣の膝突に召し宣旨を下す（目録を控える）。

以上が『西宮記』における一分召の次第であるが、ここで注意すべきは、この手続きは内給・公卿給などの推薦権を持つ天皇や公卿による推薦者の決定方法と、その結果の式部省への通達の場面のみを述べている点である。内給、公卿給、一部の諸司の史生などについては、一分召以前に上奏を経て決裁済みの文書が式部省に提出されるが、式部省はこれらを取りまとめ、さらにそれ以外の史生等の任官者を式部省で決定し、全体の召名を式部省が作成するのである。

このような一分召の特徴を考えるため、奏任以上の任官儀を確認しておきたい。特に注目するのは任官儀で使用される文書である。律令制において任官儀の文書について定めた養老公式令84任授官位条には、

凡任授官位一者、所任授之司、皆具録官位姓名・任授時年月・貫属年紀、造簿。〔其任官簿、除貫属年紀。〕官人連署印記。若有一転任身死及事故、以理去任者、即於簿下、朱書注之。（後略）

とあり、任命される官人の官位姓名・任命年月・貫属年紀を記録した「任授簿」を「所任授之司」すなわち式部・兵部が作成する（同条集解古記）。玉井力氏によれば、ここに見える「任授簿」（任官簿と授位簿）は、平安時代の除目の場で用いられる補任帳と同一内容であるという³⁴。補任帳には全官職名とそれに任じられている者の位階姓名・任命年月日が記されており、その年の間に欠員・補充が生じるたびに朱で訂正されている³⁵。のだが、佐々木恵介氏は補任帳の用途を「任官後の異動を記録して次の任官の参考とするためのもの」とし、それは式部・兵部に任官結果が通達されることが前提となっていて、さらに式部上23除目簿案条には「凡除目簿案一通、除目後五日内加勘合、進弁官」とあり、この「除目簿案一通」が任官儀で大臣から渡される任官結果で、これを五日以内に勘合する過程で作成されるのが補任帳であるとする³⁶。

一方、平安時代になると、前田家卷子本『西宮記』卷二・正月下（除目）によれば、「除目簿」に召名は任官儀後に二省が正文を外記に提出し、写し一通は任符所に提出し、もう一通を蔵人所に提出する。延喜式では弁官に提出とされていたのと異なるが、弁官への提出が任符作成のためとすればうなずける（任符については後述）。

このように、任官結果を受けて補任帳を作成するのは式部省（武官は兵部省）であった。そこで補任帳の性格にもう少し踏み込んで、延喜式部式上146内外補任帳条を検討したい³⁷。

凡内外諸司主典已上、及諸国史生・博士・医師・陰陽師・弩師補任帳、毎年正月一日・七月一日進太政官。〔但蔵人所料、六月・十二月

廿日進。若有「改官及歴名錯謬」者、以朱側注。

これによれば、内外所司典以上および諸国史生などの補任帳は毎年正月・七月の一日に式部・兵部両省が太政官に提出するが、蔵人所に對しては前年十二月二十日に提出することになっていた。これについて『政事要略』卷二十八・年中行事十二月上所収蔵人式には、

蔵人式云、十二月廿日、式兵兩省進内外官主典已上補任帳。但式部省加進諸国一分已上秩滿帳。二省參所進之。蔵人相遇取解文。

とある。これを見るに、内外諸司補任帳と一分等補任帳は別のものであり、式部省が一分已上秩滿帳を蔵人所に提出することから、一分等補任帳は式部省が独自に作成する点を確認しておきたい。

補任帳に関連する文書としては他に補任解文がある。延喜太政官式25受業解文条および延喜式部式上177注本業条には、

凡諸国受業博士・醫師補任解文并籤符、名下注各本業。
凡諸国博士・醫師補任解文并補任帳、姓名之下、受業者注各本業。

とあり、補任帳のほか補任解文なる文書があったことがわかるが、これについては『日本三代実録』仁和元年（八八五）三月十五日条に関連記事がある。それによれば、国博士・国医師などは受業・非業の別により任期が異なるが、「補任」では受業・非業の区別がわからず、任符にもその記載がない。そのため任期や給与の誤りが生じている。そこで式部省は、受業者の「補任解文」の姓名の下にそれぞれの本業を明確にして「某生」と注記し、任符にもその旨を記載することを申請し、これが

制度化され延喜式に定着した⁽³⁸⁾。この他に補任解文の用例は見えないが、この記事を見る限り、補任解文は博士・医師など特に學術知識や技術を要する官職だけに關する推薦状のようなものではないかと推測する⁽³⁹⁾。それらをもとに式部省は一分等を任命し、任官者をまとめた召名を作成し弁官に送るのである。これとは別に、召名をもとに全一分官人の任官状況をまとめた最新の補任帳を作成し、式部省で保管するのだろう。

このような手続きのもと、式部判補は式部省のもとで任命され、式部省内の資料のみで補任帳が作成されたと考えられる。延喜式部式上山公驗条に見える式部の公驗の書式には、式部の次官と主典の書名だけで効力を發揮していることから、式部判補は全て式部の責任で行なわれたと考えられる⁽⁴⁰⁾。

式部省の人事への関与の変遷を見ると、大宝元年（七〇一）七月二十三日の太政官処分によって、早くも令制が改められて奏任以上に対する式部省の銓擬権が太政官に奪われ、式部省が銓擬権を行使できるのは官判任と式部判補のみとなった⁽⁴¹⁾。逆にこれにより一分等に対する式部省の役割は明確になったとも言えるが、『西宮記』の段階になると、天皇・公卿の特権として任命権が分割されている。田原氏が指摘したように、十世紀には式部省の権限がかなり縮小されているのである。この点について、朝使との関連で壬生本『西宮記』第十二軸臨時一（甲）・定遣檢交替使事に注目すべき記事がある。

件使・主典等上古省簡定其人、進官名簿。而令官被定下省召中立之云々。

これによれば、朝使はかつて式部省が選定し太政官に名簿を提出していたが、最近では太政官が選定して式部省に下達することになったという。これは朝使選定儀が延喜式の方式から西宮記の方式へと転換した事

情を説明した記述と考えられ、おそらく本来は式部省が数人に絞り込んだ擬使文を作成し、その中から事の重大さに応じて天皇や大臣が選定したのであろう。それが式部省の役割の縮小に対応して、使は弁官による擬使文作成と大臣による決裁、主典は弁官の選定によりなり、式部省は従来の名残として召名の作成のみ行なうこととなったのである。

以上を踏まえた上で、さらに⑧で召名を資料として作成される「内印官符」に注目したい。この官符がいかなるものが問題となるが、例えば『小右記』治安三年十一月二十三日条に、交替使が病気により下向せず、後司が使者の変更を申請したところ、まだ官符の請印をしていないため変更可能であるとされている記事がある。官符に交替使本人の姓名等が記載されていたことは疑いなく、請印によって効力を発する検交替使の身分を証明する文書と思われるが、私見によればこれは往來の供給や現地での任務遂行などの証明に関するもの、おそらくは任符のようなものである。任符は国司など外官の任命後に、任官の事実を赴任先に通達するための文書であるが、近年では任符を任官者自身が携行することとで往還の供給を受けたこと、任符に内印を捺すことで天皇の使者であることを証明する点に本質があったことが明らかにされている⁽⁴²⁾。検交替使に発せられた官符の実例は管見の限り見られないが、類例と思われるものに『類聚符宣抄』第八・損亡事所収延喜六年（九〇六）六月二十二日太政官符がある。これは近江国司宛に検河損使・主典の処分に従うよう通達した文書で、末尾に馱鈴の剋数を記している。検交替使の場合もこのような官符を使者が携行したと見てよからう。なお、本文書の前段階に作成されたと思われる「補任文」とされる文書が同書に収載されている。これは式部に下達する宣旨の原型ないし控え、あるいは官符の下書きであろうか。

奏任以上の官の任符については、弁官が召名をもとに任符（籤符）を作成し、請印のため外記局に送付、外記局は正月一日に提出された前年

の補任帳と照合し、最新の補任状況を把握した後で請印に入れる、という手続きをとったと考えられている⁽⁴³⁾。一方、式部判補の任符については、『続日本紀』天平元年（七二九）五月庚戌条の太政官処分で大きな制度変更が加えられることになった。

太政官処分、准^レ令、諸国史生及廉仗等、式部判補。赴任之日、例下^二省符、符内仍^レ併^二関司勘過。自^レ非^二弁官、不^レ合^二此語。自今以後、補任已^レ訖、具注^二交名。申^二送弁官、更造^レ符乃下^二諸国。

諸国史生や廉仗といった式部判補は、従来赴任時に式部省符を下していたが、式部省符に用いられる「関司勘過」の字句は弁官以外が使用してはならないから、今後は補任後に「交名」を弁官に送り、弁官で符を作成し諸国に下すこととした。これ以後、式部が式部判補の補任名簿（召名か）を作成して弁官に送付し、任符を作成することとなり、延喜太政官式26籤符印条に「凡諸国史生・博士・医師籤符、外記勘^二会補任帳、明知^二其補由、然後請印」とある規定に継承されていく。

これらを踏まえれば、検交替使選定儀において召名をもとに作成される「内印官符」も、検交替使の任符に類するものであったと見てよからう。朝使にも任符があり、これによって交通の便をはかるとともに、現地での朝使としての権威を保証していたのである。

四 検交替使の出立と復命

最後に、検交替使の出立と帰還時の政務報告を見てみたい。十世紀以降の検交替使の出立についてはわずかに壬生本『西宮記』第十二軸臨時一（甲）・定交替使事に「使就^二外記^一受^二馱鈴^一」とあるのみでよくわからない。ただし延喜太政官式46遣和泉使条に「凡遣^二和泉国^一使、准^二外国^一給^二馱鈴^一」とあることから、畿外に出立する使者が外記庁に赴き馱

鈴を受け取るのは朝使一般の性格と見てよさそうである。なお養老公式令80京官出使条には「凡京官以_二公事_一出_レ使、皆由_二太政官_一發遣」とあり、朝使は出立前に太政官に立ち寄ることになっているが、これは朝使に付す便送文書を受け取るためである。

そのほか、延喜式から出立関係の条文を確認しておく、延喜太政官式47遣諸国使条に、

凡遣_二諸国_一使、式部申_レ官之後、若有_二稽留_一、弁官催発。

と、式部省が太政官に申した後、使者の出立が遅れた場合には弁官が催促し発遣するとある。「式部官に申すの後」とは式部省が召名を太政官に提出した後ということであろう。それはつまり官符作成後ということになるから、任符が請印された後、使者はすみやかに出立することが求められたのである。延喜式部式上83不上本司条に「凡遣_二諸国_一使諸司官人、申_レ官之後、不_レ上_二本司_一」とあるのも、使者に選定された者はその任務に集中し迅速に出立すべきとの認識を反映したものであろう。また、朝使に選定された後で病などの理由で出立しなかった場合の規定が延喜式部式上85擬使称病条にある。

凡諸司官人及雑色等擬_レ使、直申_二太政官_一。其後若称_レ病者、省勘_二虚実_一、相換更申。若有_二欺詐_一者、依_レ法科罪。

これによれば、式部省が使者を選定し太政官に報告した後でその者が病と称し出立しなかった場合、式部省がその虚実を勘じた上で新たな者を選定し太政官に報告し、もし病が偽りであったならこれを処罰することとしたのである。なお、『別聚符宣抄』承平七年（九三七）九月八日宣旨では、「檢諸国交替・不堪佃田・損田使等」で病により赴任しない

者は、百二十日を過ぎたら解官するとしている。前章まで見たように撰関期には式部省による人選は弁官に移っているが、『小右記』万寿二年九月二十四日条に、

駿河詔使大舍人允政孝遭喪替、以_二東市佑賀茂為正_一可_二宣下_一由_二遣石大弁許_一。又更於_二仗座_一無_二定書_一之例。仍所_二宣下_一也。

とあり、詔使（檢交替使）の遭喪による代官を選定する際には再び選定儀を行なう必要はなく、弁官が定めることとされている。

一方、朝使の帰還に関しては、『西宮記』等の儀式書に檢交替使返事儀（婦朝報告）の作法が記されていて、その様子をかなり具体的に知ることができる。そこで檢交替使返事儀の次第を復原し、その特徴を検討してみたい。まずは関連史料を列挙しよう。

壬生本『西宮記』第十二軸臨時一（甲）・申交替使返事

一、申_二交替使返事_一

有_二弁官申文_一者、可_二被_レ引_レ使先申。〈天曆元年十二月五日、三箇国使申返事。同九年十月十日、二箇国使申。〉使主典立_レ版。上卿召（寸）。唯、着_二床子_一。使法申。主典読申。上卿云、縦（ヨシ）。

同音唯、退出。〈先參_二官朝庁_一申_レ弁之後、申_二外記_一。或用_二代官_一。使以_二申文_一申_二一上_一。々卿許諾之後、下_二上宣_一令_レ申。或次上卿下_二宣旨_一。〉

壬生本『西宮記』第十軸臨時二・宣旨事

一、諸国詔使事（檢交替・損・不堪等之類。閱使在_二此中_一。馬寮允属為_レ使。〔事返事〕申_二返事_一、請_二代官_一者、申_二一上卿_一、随_二処分_一着座、上卿下_二宣旨_一。〉

『北山抄』卷六・備忘略記（下宣旨事・諸国詔使事）

為_レ申_二送返事、請_二代官_一者、随_二上_一処分、下_二着座_一上卿宣旨。損不堪使如_レ之。

壬生本『西宮記』第十二軸臨時一（甲）・定交替使事

帰來時、於_二官外記_一申_二返事_一。

以上の史料より検交替使返事儀の次第を整理すると以下の通りである。帰還した検交替使はまず官朝庁（太政官曹司庁）に参り、帰朝報告を行なう旨を申請する。許可が出たら外記に申政を行なう旨を通達する。弁官申政がある日に弁官に引率され、使・主典が版に立つ。上卿が召す。使は称唯し床子に着す。使が法申（開始の合図）を行ない、主典が報告書を読申する。上卿は「ヨシ」と言う。使は同音称唯し退出する。検交替使返事の流れば以上のとおりであるが、この手続きは三省申政（引率型）と共通するものである。三省申政（引率型）は、公卿聴政がある日に、中務省・式部省・兵部省の三省官人が弁官に引率されて聴政に参加し自らの案件を読申する政務で、季禄目録・馬料目録・位禄目録を読申した。⁽⁴⁶⁾

このような公卿への報告は、『西宮記』の時代（十世紀中後期）以降は南所申文ないし陣申文で行なわれたようである。壬生本『西宮記』第十二軸臨時六・外記政（請印）裏書に、天徳二年十月二十九日、交替使返事により侍従所（南所）に着した例が見える。また『本朝世紀』天慶元年八月十三日条に見える実例でも、少納言遅参により外記が代官したこと以外は、西宮記等より復原される次第と同様である。陽明文庫本『勅例』（近衛家記録十五函文書一三一・一六）にも、

同日検交替使申_二返事_一前後事

長和五八廿七、政、権中納言行成・参議道方参入。三ヶ日交替使申_二

返事、次法事、次尋常政由申上。而上卿不_二甘心_一。外記尋_二日記_一、

詔使申後可_レ有_二尋常政_一者。但不_レ注_二法申前後_一。上懇勲与奪。

とあり、尋常政に先だつて復命儀が行なわれていたことが確認できる。さらにこのことは前章で見た延喜太政官式45差使条の内容④に相当し、『儀式』卷九・朝堂儀にも、

若引_二諸司及使_一申_レ政者、少納言・左右弁及省輔并使五位已上、先進就_二前版_一。（中略）諸司及使政畢帰却、弁官乃申_二尋常政_一。

とあり、八・九世紀に行なわれたとされる朝政においても認められることから、帰朝報告はほぼ同様の手続きが律令制当初から行なわれていたと見てよい。つまり、弁官を介さない口頭行政が帰朝報告の本質であったと考えられるのである。この点は吉川聡氏が述べるように、朝使による口頭での帰朝報告はかなり古くから存在していたと思われる。⁽⁴⁸⁾

こうした使者による帰朝報告の古いあり方を記紀神話の中に求めれば、『日本書紀』神代紀には、天神が派遣した使者による帰還報告の場面がしばしば登場する。例えば神代下・第九段本文の国譲り神話では、高天原から葦原中国へ天穂日命を派遣したが、天穂日命は大己貴神におもねり媚びて三年間「報聞」せず、ついで派遣した者らも「復命」することがなかった。そこで高皇産靈尊を中心とする諸神の合議により経津主神・甕甕槌神らを派遣し高皇産靈尊の勅を伝え、「将報之辞」を問うた。そこでついに大己貴神は子の事代主神の意向を聴き服従することとし、この旨を使者らは「報命」したのである。

帰還後の使者による報告の重要性を強調するのは超時代的ではあるが、『日本書紀』の記述に見える「報聞」「復命」「報命」は、いずれも「カエリゴトモウス」との和訓が付されている点は興味深い。⁽⁴⁹⁾ 律令制以

前から地方へ派遣された使者の復命があったことは当然推測されるが、そうした復命儀は「カエリゴトモウシ」として口頭でなされたと推測される。延喜太政官式52報書条には「凡出使申報書者、皆作解」とあり、朝使は解形式の文書を作成し提出する義務があったが、本質的には口頭によるカエリゴトモウシが重要だったのであり、そのため通常の政務報告に優先して行なわれたのだろう。これが平安時代以降の太政官政務の変遷とともに推移し、最終的に検交替使返事儀の中に消化されていると見ることも、あながち無理な推測とはいえないと思うのである。

結語

本稿では平安時代の検交替使の選定手続きや出立、帰還の具体像を明らかにし、それが朝使全般の特徴として見ることでかなりの部分がかかりあると考えた。そして延喜式の朝使選定方法と比較した上で、朝使の選定は式部判補の連続性と共通性があること、式部省の人事権の縮小にもない平安時代には大臣・弁官のみで任命されるようになったこと、朝使の身分を保証するための任符が存在したことなどを指摘し、さらに帰朝報告の分析から、口頭行政の遺制を抽出した。

従来の研究が八・九世紀の史料から朝史の構造を論じたのに対し、一〇世紀以降の史料を用いて新たな知見を加えようと試みた。事実として明らかにし得た点は少なからずあると思うが、推測にわたる部分も多く、また古い要素の遡及にはなお精査が必要だろう。朝使全般の意義づけなど残された問題も多いが、全て今後の課題として擱筆する。

註

(1) 代表的なものとして、渡部育子「八世紀の遣使」〔『律令国司制の成立』同成社、二〇一五年、初出一九九一年〕、「続日本紀」にみえる遣使記事」〔同書、初出一九八〇年〕がある。

- (2) 有富純也「百姓撫育と律令国家」〔『日本古代国家と支配理念』東京大学出版会、二〇〇九年、初出二〇〇三年〕。
- (3) 市大樹「朝使派遣の構造と展開」〔『日本古代都鄙間交通の研究』塙書房、二〇一七年、初出二〇〇二年・二〇一六年を改稿〕。
- (4) 拙稿「市大樹著『日本古代都鄙間交通の研究』(書評と紹介)」〔『日本歴史』八四三、二〇一八年〕。
- (5) 吉岡眞之「検交替使の基礎的研究」〔『古代文献の基礎的研究』吉川弘文館、一九九四年、初出一九七五年〕、菊池礼子「令任用分付実録帳と交替実録帳」〔『古代文化』二七―四、一九七五年〕、佐々木恵介「撰関期における国司交替制度の一面」〔『日本古代の官司と政務』吉川弘文館、二〇一八年、初出一九八九年〕など。
- (6) 『朝野群載』卷二十六・諸国公文中所収。このほか、『別聚符宣抄』及び壬生本『西宮記』第十二軸臨時一(甲)・定交替使事にも同じ宣旨が収載されている。
- (7) 『朝野群載』卷二十六・諸国公文中所収天曆七年六月十三日宣旨には「申三交替使文(申一上奏)無統文」という表題がつけられていることから、検交替使派遣申請の申文が上を経て上奏されたことがわかる。「無統文」はこの申文に先例を貼り続がないという意味だろう。
- (8) 『小右記』治安二年(一〇二二)四月三日条。
- (9) 『小右記』治安三年八月十七日・二十二日条。
- (10) 検交替使選定儀は吉日を選んで行われた。『小右記』治安二年四月十七日条。
- (11) 例えば『小右記』治安二年五月三日条では「擬交替使事出文」と呼ばれている。
- (12) 『小右記』万寿四年(一〇二七)二月十九日条にみえる「交替使略定文」も同じものか。この例では各国二人の名が記されていた。
- (13) 佐々木恵介前掲註(5)論文二五六頁表14。
- (14) 吉岡眞之前掲註(5)論文三四八頁註(11)。
- (15) 壬生本『西宮記』第九軸臨時一(乙)・諸宣旨(下式部宣旨)には「交替使(官宣)」とある。
- (16) 「随」の字は自筆本のみであり、前田永正本や九条家本は落としている(共通の祖本が落としている?)。この箇所について阿部猛編『北山抄註解 卷十史途指南』(東京堂出版、一九九六年)は「随いて国司は意を得る者を申し定む」と読むが、検交替使は国司が定めるものではないため、従えない。なお、自筆本は「官物」の下に「申請詔使不然之時依有事」があるが、この文は次行冒頭の抹消された「煩申停也」(「所」と傍訂)につながるもので、同様に抹消すべきである。前田永正本や九条家本にもないのは、公任によって作成された清書本で抹消されたことを意味するか。西本昌弘『北山抄』卷十の錯簡とその復元」〔『日本古代の年中行事書と新史料』吉川弘文館、二〇一二年、初出一九九五年〕は清書本は作

- 成されなかったとするが、九条家本を踏まえて再検討する余地があるように思われる。
- (17) 令任用分付方式とは、前司卒去時に検交替使の派遣を停止し、前司同任の任用国司とともに令任用分付実録帳を作成し前司受領の定数によって分付すること。前掲註(5)の各論文を参照。
- (18) 検交替使選定儀以前に奏聞されていたか。後述「小右記」万寿元年十一月二日条参照。彈正台官人の派遣に特に勅許が必要とされるのは、延喜彈正式40不得權任条に「凡台疏以上、自レ非レ別勅、不得レ權任他務」と、別勅がなければ台官人は他職を兼務することができないとされていることに由来する。
- (19) 早川庄八「官官試論」〔岩波書店、一九九〇年〕二五九―二六八頁も参照。
- (20) 壬生本「西宮記」第九軸臨時一(乙)・諸官旨にも「官人交替使(口宣、召、左衛門陣「仰レ之」)とある。
- (21) 「小右記」長元二年八月十日条。同長元二年八月六日条にも「以レ彈正忠遣二檢交替使「已為レ法」とある。なお、本文で掲げた史の派遣例については、小原嘉記「平安後期官使派遣の特質」〔「ヒストリア」一九二、二〇〇四年〕が検討している。
- (22) 「小右記」万寿元年十一月二日条。
- (23) 佐藤全敏「彈正台と日本律令国家」〔「日本史研究」六〇一、二〇一二年〕。ただし黒須利夫「彈正台と畿内」〔「史境」六三、二〇一二年〕は、大宝令以後彈正台の畿内派遣が制度化されていたとする。
- (24) 市氏は「奉勅の使者」と呼んでいる(前掲註(3)論文五三一頁)。
- (25) 前掲壬生本「西宮記」第十二軸臨時一(甲)・定遣檢交替使事には「損田使亦同」と註されており、損田使も同様の手続きで選定されたことがわかる。前掲天長二年五月十日太政官符では損田使は官使に分類されているから、官使の選定方法も詔使と同様だった可能性がある。なお、『貞信公記抄』延長二年(九二四)十二月七日条で、交替使と損田使が同時に選定された例がある。
- (26) 市大樹前掲註(3)論文や、集英社「訳註日本史料」当該条補註など。
- (27) 賑給使については野尻忠「律令制下の賑給使と地方支配機構」〔「史学雑誌」一一〇一九、二〇〇一年〕を参照。
- (28) 『令集解』職員令13式部省条穴記に「使、謂凡諸使皆告官、仰レ式部・兵部令レ擢而已」とあるのも参考になる。
- (29) 地方監察における算師の活動については亀田隆之「奈良時代の算師」〔「日本古制度史論」吉川弘文館、一九八〇年、初出一九五八年〕を参照。
- (30) 吉川真司「律令官僚制の基本構造」〔「律令官僚制の研究」塙書房、一九九八年、初出一九八九年〕三〇―三二頁。
- (31) 早川庄八「八世紀の任官関係文書と任官儀について」〔「日本古代官僚制の研究」岩波書店、一九八六年、初出一九八一年〕を参照。
- (32) 西本昌弘「八九世紀の内裏任官儀と可任人歴名」〔「日本古代儀礼成立史の研究」塙書房、一九九七年、初出一九五五年〕。
- (33) 田原光泰「九世紀における式部省」〔「延喜式研究」二一、二〇〇五年〕。以後、田原氏の説の引用はすべてこれによる。
- (34) 玉井力「平安時代の除目について」〔「平安時代の貴族と天皇」岩波書店、二〇〇〇年、初出一九八四年〕二七〇頁。
- (35) 前掲養老公式令84任授官位条、『類聚国史』元慶五年(八八一)五月十日条、延喜太政官式14諸王時服条など。補任帳の様式は『魚魯愚抄』卷一・外記方上などから知ることが出来る。
- (36) 佐々木恵介「古代における任官結果の伝達について」〔前掲註(5)著書、初出二〇〇三年〕九五―九六頁。
- (37) 「小野宮年中行事」正月所引の弘仁太政官式・弘仁式部式・貞観同(式部)式も参照。なお、『小野野宮年中行事』六月・式兵兩省補任帳進藏人所事より、藏人所への補任帳の提出は仁寿元年(八五一)七月十四日宣旨により正月・七月に行なわれることとしたが、その後仁寿三年六月十三日宣旨で六月・十二月の提出に改められたことがわかる。
- (38) 国博士・医師の認容方法については中沢巷一「国博士・医師に於ける受業と非業について」〔「法學論叢」七八―一、一九六五年〕
- (39) 市大樹「国司任符の発給」〔前掲註(3)書、初出一九九八年〕五三三頁註(27)は、式部式上177条の「補任帳」は式部式上146条の補任帳とは異なるとされているが、同じとみる余地は十分にある。
- (40) 坂上康俊・武光誠「日本の任官文書と唐の告身」〔「史学論叢」七、一九七七年〕二頁。
- (41) 『続日本紀』大宝元年(七〇一)七月戊戌条、『令集解』選叙令4応選条令釈所引大宝元年七月二十三日太政官処分。早川庄八「選任令・選叙令と郡領の「試験」」〔「日本古代官僚制の研究」岩波書店、一九八六年、初出一九八四年〕二五八頁。
- (42) 市大樹「国司任符の伝達と受信」〔前掲註(3)書、初出一九九八年を大幅に補訂〕。
- (43) 市大樹「国司任符の発給」〔前掲註(3)書、初出一九九八年〕。
- (44) 養老公式令79受勅出使条に「凡受レ勅出レ使、辞訖無レ故不得レ宿レ於家」とある規定に由来するか。
- (45) 遭喪による検交替使の代官については、『類聚符宣抄』第六・代官所収延喜二十一年(九二二)九月七日宣旨に実例があり、検交替使主典算生秦繁覧が、遭喪により代官を申請している。また、理由は不明ながら「小右記」長元五年十二

月二十四日条で、詔使の代官を前長門守定雅が申請した文書を、左少弁が実資のもとにもたらしている。

(46) 吉川真司前掲註(30)論文三〇―三二頁。吉川氏は「三省申政(引率型)は全て官人への賜祿に関する読申であら」とするが、若干修正が必要である。

(47) 『本朝世紀』天慶四年(九四二)十二月四日条に実例がある。

(48) 吉川聡「律令制下の文書主義」『日本史研究』五二〇、二〇〇五年。

(49) 以上の和訓は図書寮本『日本書紀』による。図書寮本は永治二年(一一四二)頃に訓点が施されている。いま和訓について全面的に検討する余裕はないが、「カエリゴトモウシ」の和訓は他の箇所にも散見する。

(東京大学大学院人文社会系研究科研究員、国立歴史民俗博物館共同

研究協力者)

(二〇一八年九月一八日受付、二〇一九年二月六日審査終了)